

東北文化学園大学
特別な配慮を必要とする学生の修学支援に関する指針（ガイドライン）

「平成30年5月2日」
「大学運営会議制定」

本指針（ガイドライン）は、東北文化学園大学における特別な配慮を必要とする学生に関わる修学支援について定めるものとする。

1. 基本原則

- 1) 東北文化学園大学は、本学に在籍する特別な配慮を必要とする学生が健常の学生と等しい条件のもとで、学生生活が送れるよう授業保障、情報保障を中心に修学支援を行うものとする。
- 2) 学長は、本指針（ガイドライン）に定める目的を達成し、効果的な支援を遂行するため必要な規程の整備、予算措置を講ずるよう努めるものとする。
- 3) 修学支援は、本学におけるこれまでの取組みをもとに行うものとする。
なお、支援内容の判断が困難な場合には、障害者基本法に定める「合理的配慮」及び「文部科学省所管事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針」が定める基本的な考え方を参考とする。
- 4) 特別な配慮を必要とする学生に対する修学支援は、原則として本人（及び保護者）からの支援要請に基づき行うものとする。
- 5) 具体的な修学支援内容は、原則として受験時、入学時、各学年授業開始時の面談の際、大学（学部学科、特別支援室等）と本人（及び保護者）が、十分な合意形成・共通理解を図ったうえで決定し、大学から提供するものとする。ただし、支援内容の決定時期については、支援の内容、合意形成・共通理解が得られた時期等を勘案し、柔軟に対応するものとする。

2. 修学支援内容について

- 1) 前掲の基本原則のもとに、特別な支援を必要とする学生の一人ひとりの修学支援の要望に基づき、大学の関係部署が緊密に連携、協力して個別対応を行う。
- 2) 個別対応の具体例は、別途、定める。

3. 本指針（ガイドライン）に関する業務は、健康管理センター特別支援室が行う。

4. 本指針（ガイドライン）の改廃は、大学運営会議の議を経て、学長が決定する。

附 則

この指針（ガイドライン）は、平成30年5月2日から施行し、平成30年4月1日から適用する。